

令和 3 年度堺市男女平等に関する苦情・相談処理制度報告書

令和 4 年 6 月 1 5 日

堺市長 永藤 英機 殿

堺市男女平等相談委員

八 木 則 之鈴 木 由 佳 子中 野 佳 子

堺市男女平等社会の形成の推進に関する条例施行規則第 1 7 条に基づき報告書を提出します。

1. 申出の処理の状況

前年度からの繰越		受付件数		処理終了件数		次年度への繰越	
苦情	相談	苦情	相談	苦情	相談	苦情	相談
0	0	0	0	0	0	0	0

(参考)

事前相談・問い合わせ件数	
苦情	相談
0	0

2. 所見

前年度の所見に基づき、啓発リーフレットの表紙デザイン、文言を見直し、制度の内容がイメージしやすいよう改善を図ることができた。次回改定時には、どのような内容の申出ができるかについて目立たせる工夫を図りたい。合わせて堺市ホームページでの本制度の紹介内容の充実を図りたい。

さらに本制度を市民に広く周知し、相談機関として知っていただけるよう、配架場所やPR機会を拡充されたい。